

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がある法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② 自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算に
おいて」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 3日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月19日 午前 9時00分から 令和 8年 8月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 8月28日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月17日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月 1日 午前 9時00分から 令和 8年 9月 1日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 314, 000 2, 651, 200	一括	670, 000	19, 411	5, 447
1	1, 438, 000				
2	1, 876, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 広島市安佐北区口田南一丁目 |
| | 地 番 | 6 4 2 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 5 . 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 広島市安佐北区口田南一丁目 6 4 2 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 6 4 2 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 9 . 7 4 平方メートル
2 階 2 9 . 8 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月12日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありせんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 広島市安佐北区口田南一丁目

地 番 642番11

地 目 宅地

地 積 75.25平方メートル

2 所 在 広島市安佐北区口田南一丁目642番地11

家屋 番号 642番11

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 39.74平方メートル
2階 29.81平方メートル



令和 7 年(ケ)第 1 9 0 号
令和 8 年 1 月 2 6 日受理
令和 8 年 3 月 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 広島市安佐北区口田南一丁目

地 番 642番11

地 目 宅地

地 積 75.25平方メートル

2 所 在 広島市安佐北区口田南一丁目642番地11

家屋 番号 642番11

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 39.74平方メートル
2階 29.81平方メートル



不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	広島市安佐北区口田南一丁目17番15-14号		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は西側が広島市道（安佐北2区917号線）に接面している。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ 所有者	1 本件建物では私が一人で生活しています。 2 本件建物1階床に座の緩みが見られますが、その他に特段の不具合はありません。 3 約20年前に本件建物の屋根瓦を100万円ほどかけて葺き替えました。

(執行官の意見用)

執行官の意見
本件土地建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った形の占有が認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月13日（金） 14：20－14：40	広島市北部市税事務所 （広島市安佐南区役所）	建物課税等調査
令和8年2月13日（金） 14：50－15：10	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年2月13日（金） 15：30－15：45	広島法務局可部出張所	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和8年2月26日（木） 12：45－13：10	物件所在地	所有者と面談 占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

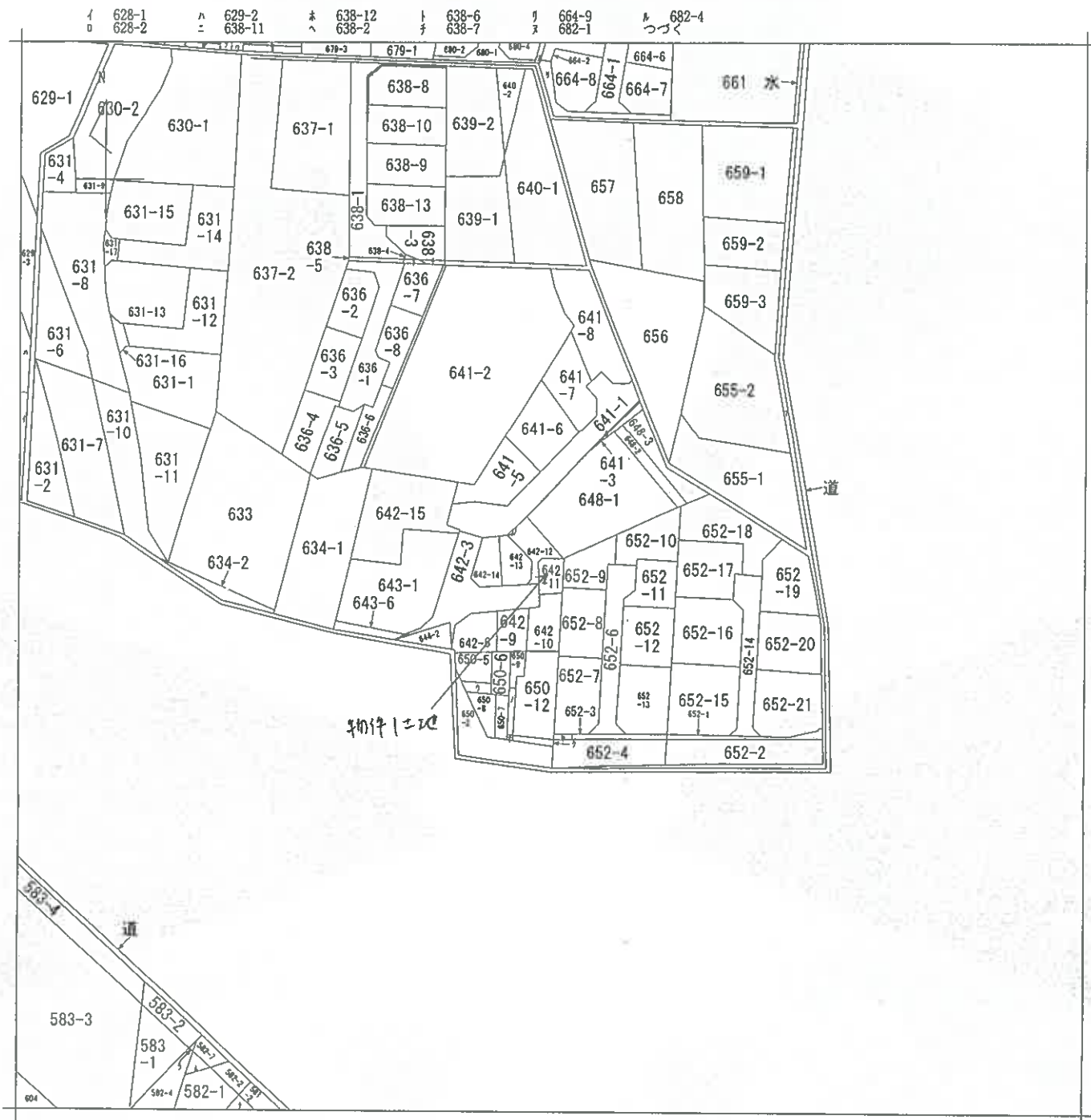
☒ 令和8年2月26日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行し、立会人を立ち合わせて調査を実施した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在かつ無施錠だったので、立会人を立ち合わせて建物内に立ち入り、調査を実施した。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	広島市安佐北区口田南一丁目				地番	642番11			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月13日
広島法務局可部出張所
登記官

請求番号：12-1
(1/2)

縮小(A3→A4)

公用

(5枚目)

登記年月日：昭和53年10月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月13日 広島法務局第一部出掌所 登記官

登記官

(6 枚目)

1202129

各階平面図

口田南一丁目

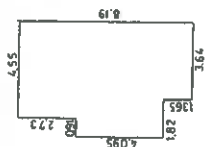
建物図面
各階平面図

家屋番号 642-11

建物の所在 広島市高陽町大字小田字下西大森642-11

553-10-20

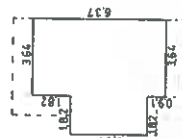
1 階



求 積

$$\begin{aligned} 4.550 \times 2.730 &= 12.421500 \\ 5.460 \times 4.095 &= 22.358700 \\ 3.640 \times 1.365 &= 4.968600 \\ &= 39.748800 \end{aligned}$$

2 階



床 面 積

$$\begin{aligned} 1 \text{ 階} & 39.74 \text{ m}^2 \\ 2 \text{ 階} & 29.81 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用品紙)

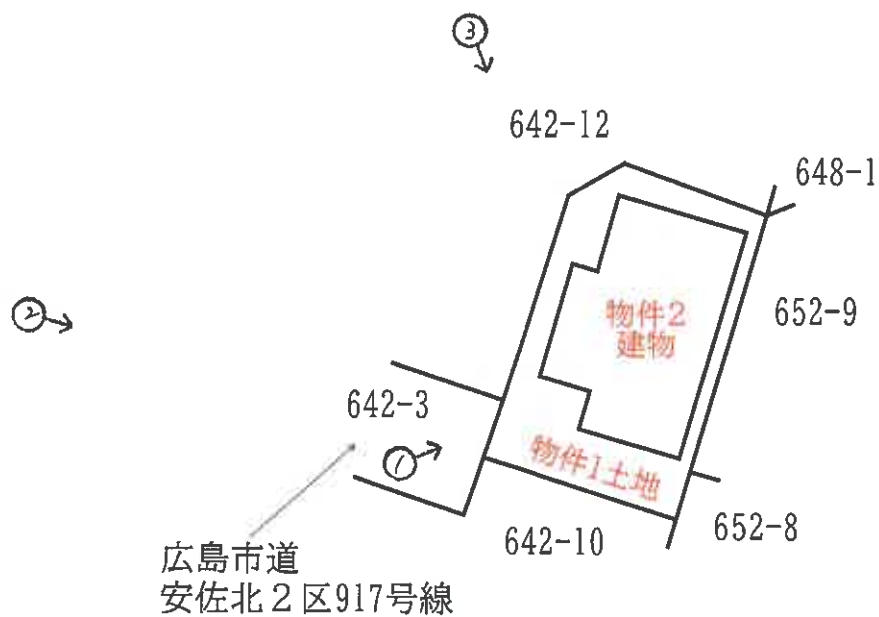
縮小(A3→A4)

請求番号：12-3

土地建物位置関係図



事件番号 令和7年(ケ)第190号



凡例 ○➡ 写真撮影方向

本図面は、法務局備付図面・航空写真・現地調査結果を元におおよその位置関係を記載したものである。

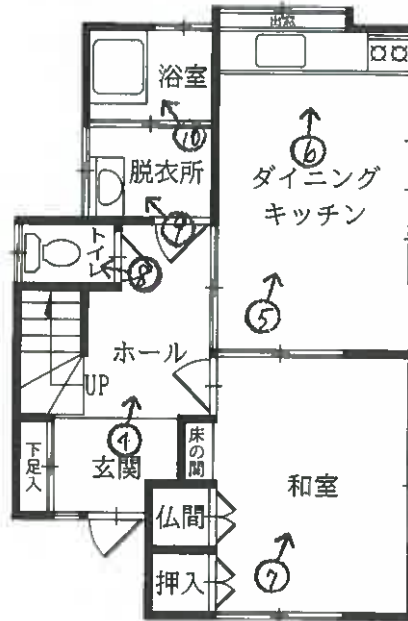
S ≒ 1 / 250

建物間取図

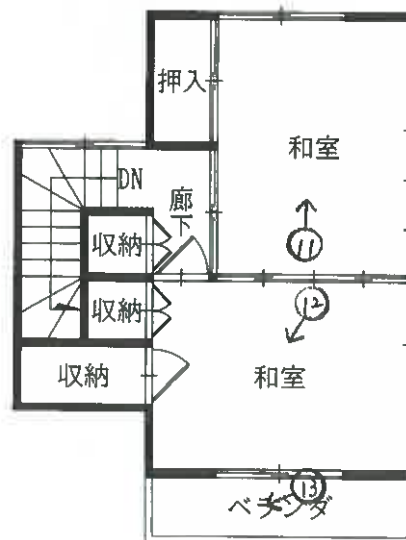


事件番号 令和7年（ケ）第190号

物件2建物 1階



物件2建物 2階



凡例 ○→ 写真撮影方向

S≒1/100

写真1



写真2

本件建物



広島市道（安佐北2区917号線）

写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12

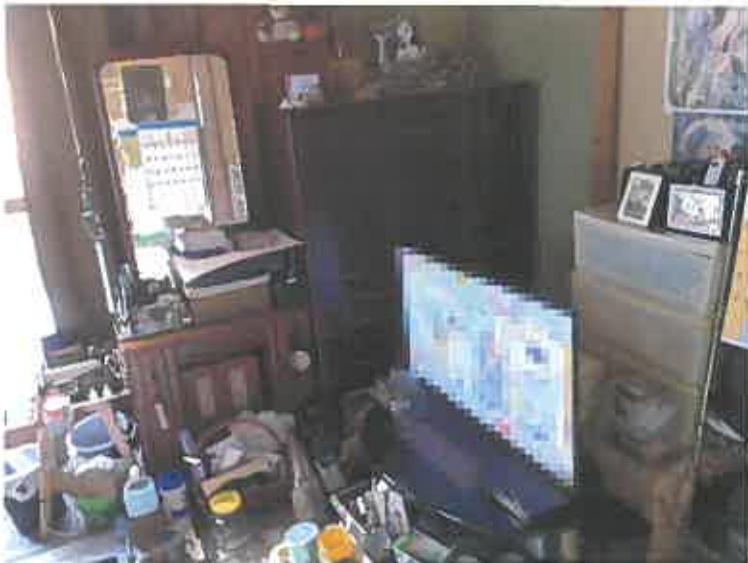


写真1 3



令和7年(ケ)第190号
令和8年2月26日現地調査
令和8年3月16日評価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西野 誠 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,314,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,438,000円
物件2(建物)	金 1,876,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	広島市安佐北区口田南一丁目 642番11 宅地 75.25㎡	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	広島市安佐北区口田南一丁目642 番地11 642番11 居宅 木造瓦葺2階建 1階 39.74㎡ 2階 29.81㎡ 延べ 69.55㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	・ 特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR芸備線「安芸矢口」駅の南方・直線距離約1.4km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、農地が若干残る中に、戸建住宅、共同住宅等が建つ地域		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域・景観計画一般区域 居住誘導区域	
面 地 条 件	規模 物件1	75.25 m ²	間口 約 2 m 奥行最大 約 7 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 中間画地 その他 ほぼ平坦地
接面道路の状況	西側 約4.2m 舗装市道 高低差 ほぼ等高 ※ 西側市道は、広島市安佐北区役所建築課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号「道路法道路」)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし (特記事項参照) あり
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり なし (プロパン)
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
特 記 事 項	・ 上水道について(広島市水道局回答) 上水道本管は、物件1土地の西方約30mを走る市道下に敷設されている。物件1土地には、この本管から私設給水管を経由して引込みが行われているが、当該私設給水管は分譲業者名義となっているため、買受人が上水道を利用する場合には、名義変更が必要となる可能性があるとのこと。 ・ 自然災害について 洪水浸水想定区域図・高潮浸水想定図・内水浸水想定区域図によると、対象土地は水害が想定される区域内に所在している。「広島県防災Web」の確認を要する。		

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載): 昭和53年9月18日新築 経過年数: 約 48 年 経済的残存耐用年数: 約 0 年
仕 様	構 造: 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根: 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁: リシン吹付等 内 壁: ジュラク壁、クロス貼、リシン吹付等 天 井: 敷目天井、化粧板、リシン吹付等 床 : 畳、クッションフロア、タイル等 設 備: 電気、給排水等 その他: -
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途: 居宅 間 取 り: 添付の附属資料「建物間取図(見取図)」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来ないため、使用可能か否かについては不明である。 ・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・ 安佐北区役所建築課において調査したところ、建築確認はなされているものの、完了検査に関する記録は存在しないとのことであった。 ・ 建築後約48年経過した古い建物であり、全体的に老朽化が見られる。1階の床には沈み込む箇所が確認された。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	67,400	0.90	75.25	0.90	1	4,108,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員4.2m舗装市道に略等高接面する地積約100㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格(広島安佐北-11)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
86,700	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{130}$	67,400

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 必要なし。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差:

(物件1)

間口狭小	0.95
面積過小	0.95
相乗積	0.90

※個別格差で補正を行っていない要因については、地域格差で考慮している。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態、建物取壊費用等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2)建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	69.55	0.05	1	626,000

ウ 現価率:
(物件2)

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
約48年	約0年	約48年

残価率	観察減価
5%	0%

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.05$$

エ 持 分: 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,108,000	0.50	法定地上権	2,054,000

イ 土地利用権等割合：

土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,108,000	－ 2,054,000		1.00	0.70	1,438,000
2	626,000	＋ 2,054,000	1.00	1.00	0.70	1,876,000
一括価格(合計)						3,314,000

ウ 占有減価修正 ： 必要なし。

エ 市場性修正 ： 必要なし。

オ 競売市場修正 ： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格(広島安佐北-11)

所 在 : 広島市安佐北区口田南3丁目1516番20外、「口田南3-13-7」
価 格 : 86,700円/㎡
位 置 : JR芸備線「安芸矢口」駅 南方 道路距離約1.2kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 104㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 南西側4.5m市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建蔽率 60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅やマンションの混在する住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1 2,575,581 円(1㎡当たり 34,227 円、課税地積 75.25㎡)

物件2 957,337 円(1㎡当たり 13,765 円、課税床面積 69.55㎡)

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

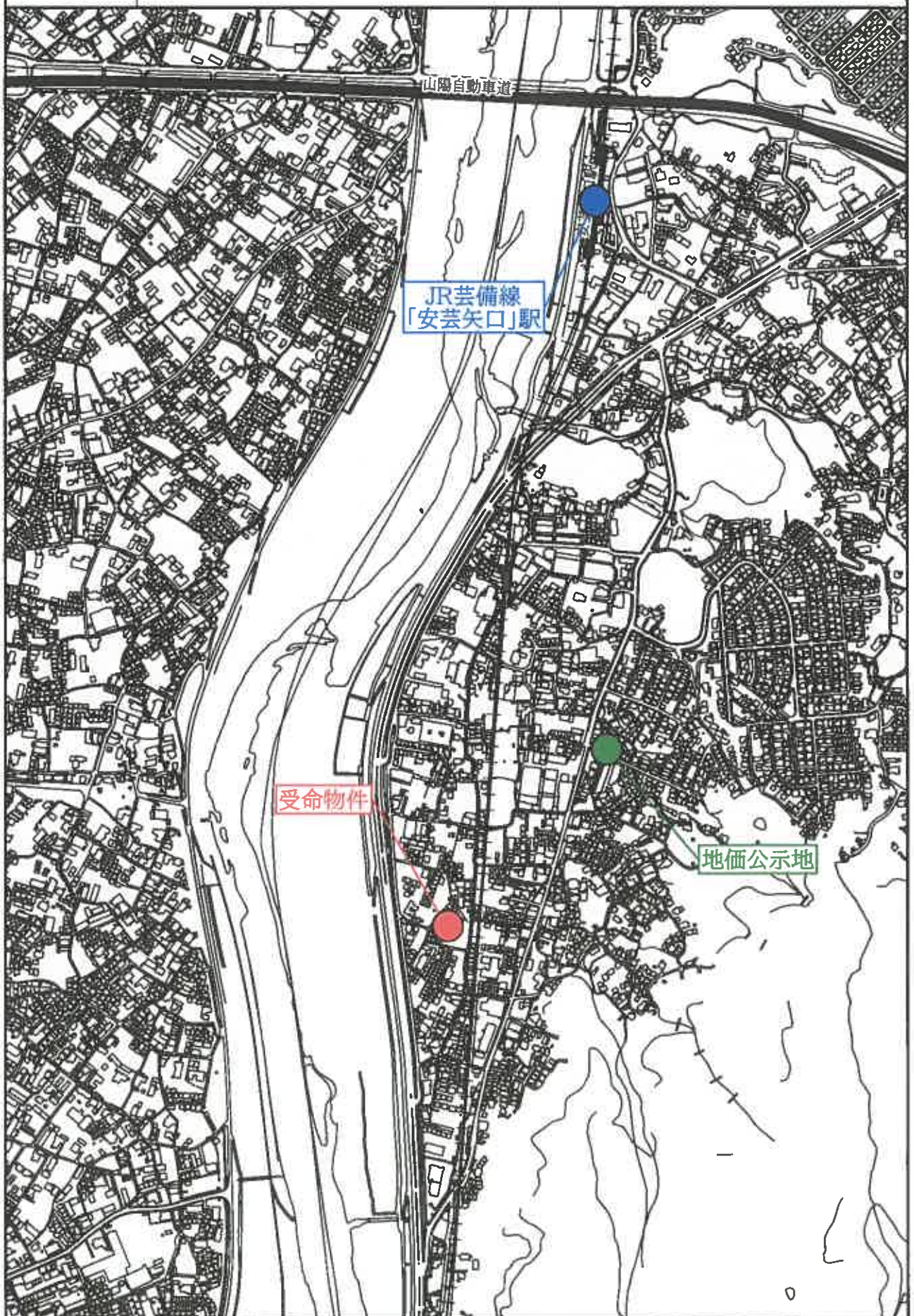
- 受命物件の位置図(国土地理院「基盤地図」縮尺1/10000)
- 公図写し(法務局備付)
- 地積測量図写し(法務局備付)
- 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 建物間取図(見取図)

以上

位置図



事件番号 令和7年(ケ)第190号



縮尺不明

土地所在図
地積測量図

③ 642-6-9-10-11
④ 642-6-9-10-12
⑤ 642-6-9-10-13
⑥ 642-6-9-10-14

1199123

番 642-6-9-10-11
-12-13-14

土地の所在 広島市高橋町大字小田字下西久保

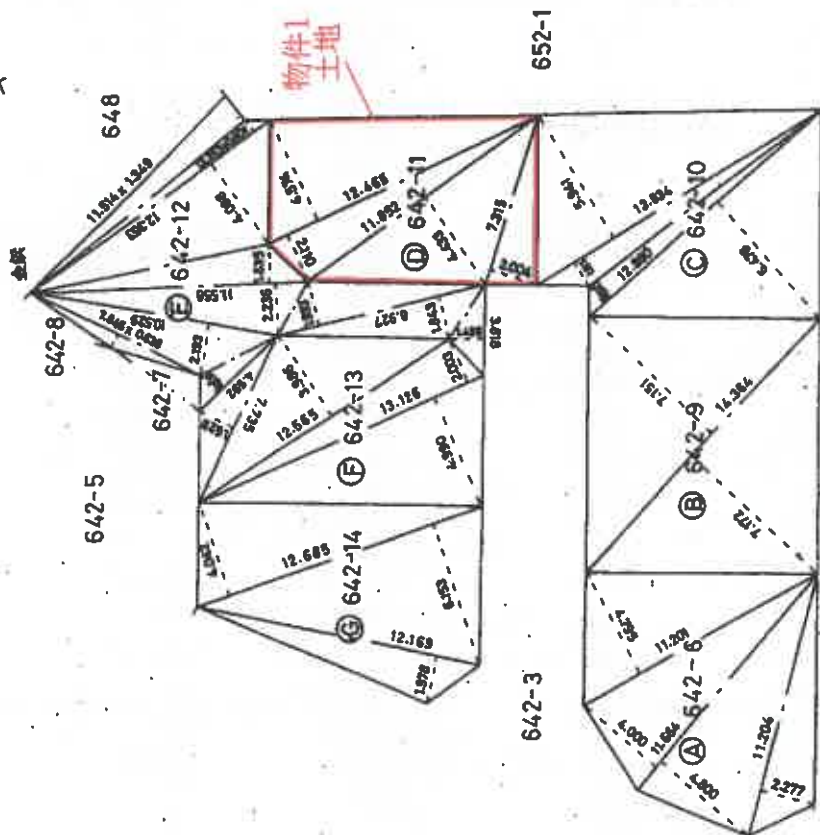
田原一丁目

求 積

④	6 4 2 - 6	11,204 × 2,277	=	25,511,508	⑤	6 4 2 - 1 3	13,126 × 4,990	=	65,498,740	
		11,664 × 4,800	=	55,957,200			13,126 × 2,008	=	26,391,878	
		11,664 × 4,000	=	46,656,000			12,565 × 8,988	=	50,034,090	
		11,201 × 4,795	=	53,708,795			7,785 × 1,639	=	12,600,315	
		合 計		181,868,503			合 計		164,475,228	
		二 除		90,934,251.5			二 除		77,237,614	
⑥	6 4 2 - 9	14,864 × 7,172	=	106,818,608	⑦	6 4 2 - 1 4	12,169 × 1,978	=	24,070,282	
		14,864 × 7,161	=	106,718,664			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		合 計		213,537,272			合 計		51,386,195	
		二 除		106,768,636			二 除		133,457,282	
				二 除				106,768,636		
③	6 4 2 - 1 0	12,960 × 6,478	=	83,954,880	⑧	6 4 2 - 6	9 0 9 8	⑨	1 0 2 8 6	
		12,960 × 9,994	=	12,932,240			6 4 2 - 9			1 0 2 8 6
		13,834 × 1,111	=	15,369,674			6 4 2 - 1 0			9 7 1 9
		13,834 × 5,941	=	82,187,794			6 4 2 - 1 1			7 5 2 5
		合 計		194,394,483			6 4 2 - 1 2			9 5 2 7
		二 除		97,197,244			6 4 2 - 1 3	7 7 2 3		
①	6 4 2 - 1 1	7,315 × 2,094	=	15,532,660	⑩	6 4 2 - 1 4	7 6 7 2	⑪	7 6 7 2	
		11,852 × 4,433	=	52,539,915			6 4 2 - 1 5			7 6 7 2
		12,465 × 2,110	=	26,300,150			6 4 2 - 1 6			7 6 7 2
		12,465 × 4,874	=	60,514,910			6 4 2 - 1 7			7 6 7 2
		合 計		150,515,236			6 4 2 - 1 8			7 6 7 2
		二 除		75,257,618			6 4 2 - 1 9	7 6 7 2		
⑤	6 4 2 - 1 2	8,318 × 1,456	=	12,118,408	⑫	6 4 2 - 1 5	12,169 × 1,978	=	24,070,282	
		8,327 × 1,843	=	15,352,461			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		8,927 × 1,983	=	17,558,891			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		4,892 × 1,081	=	5,289,552			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		7,845 × 6,623	=	51,856,660			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		合 計		121,090,097			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		二 除		60,545,048.5			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
⑦	6 4 2 - 1 3	11,558 × 2,284	=	26,391,732	⑬	6 4 2 - 1 6	12,169 × 1,978	=	24,070,282	
		11,558 × 1,685	=	19,481,730			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		12,858 × 4,088	=	52,581,664			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		12,858 × 9,601	=	123,258,664			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		11,514 × 1,349	=	15,532,286			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		合 計		190,559,230			12,685 × 6,153	=	78,069,905	
		二 除		95,279,615			12,685 × 6,153	=	78,069,905	

地 積

642-6	90.98㎡
642-9	102.86㎡
642-10	97.19㎡
642-11	75.25㎡
642-12	95.27㎡
642-13	77.23㎡
642-14	76.72㎡



物件1
土地

地積測量図写
B4をA4に縮小

作製者 土地測量士 田原 正士

(昭和58年 5月 8日作製)

申請人

縮尺 1/250

1202129

各階平面図

口田南一丁目

建物図面

家屋番号

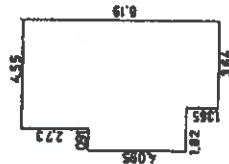
642-11

建物の所在

広島市高陽町大字小田字下西久保642-11

553-10-20

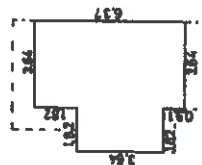
1 階



求 積

$$\begin{aligned} 4.550 \times 2.730 &= 12.421500 \\ 5.460 \times 4.995 &= 27.369700 \\ 3.640 \times 1.365 &= 4.968600 \\ &= 89.748800 \end{aligned}$$

2 階



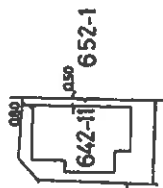
$$\begin{aligned} 2.640 \times 1.820 &= 4.804800 \\ 5.460 \times 3.640 &= 19.874400 \\ 3.640 \times 0.910 &= 3.312400 \\ &= 28.991600 \end{aligned}$$

床 面 積

$$\begin{aligned} 1 \text{ 階} & 39.74 \text{ m}^2 \\ 2 \text{ 階} & 29.81 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



642-12



642-3

642-10

物件2
建物

建物図面・各階平面図写
B4をA4に縮小

作製者
土地家屋
調査士

縮尺
1/250

申請人

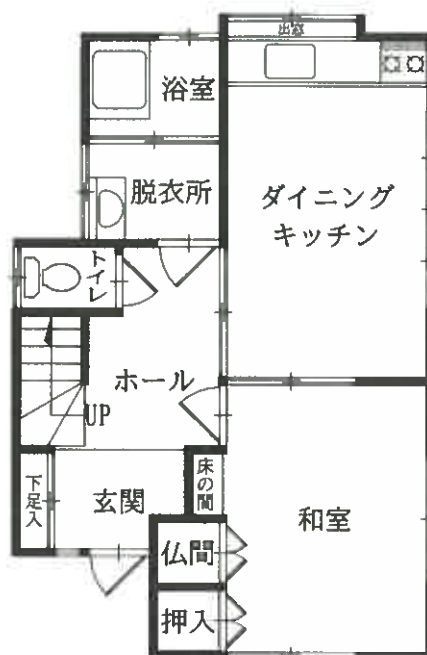
縮尺
1/500

建物間取図



事件番号 令和7年(ケ)第190号

物件2建物 1階



物件2建物 2階

